

大枝中学校 校則見直しについてのサイクル

本校では、生徒会を通して生徒が主体的に関り校則の見直しを進めていくようにしています。

(□生徒の動き / ■教職員の動き)

| 月 | 主な生徒会活動等 |
|-----|---|
| 4月 | □生徒会オリエンテーション・各学級での学活にて、「学校のきまり」の確認 ■職員会議等にて、「学校のきまり」の確認 |
| 5月 | □生徒総会に向けて、各学級で学級討議を実施。学校改善計画の考案(生徒会への要望) □生徒会本部役員で議論 |
| 6月 | □生徒会本部役員で検討・生徒総会で「学校のきまり」の見直しの要望 □生徒会による見直し計画の作成 |
| 7月 | ■生徒指導委員会、職員会議で要望(見直し計画)の確認と検討 □生徒総会で決定した事項の説明 |
| 8月 | □見直し案の施行 □新しいきまりの施行 |
| 9月 | □HPで周知・学校のきまりの更新 |
| 10月 | □学校のきまり見直しの体制整備(生徒会等の役員改選) □Forms を活用し、生徒からの意見集約・討議 |
| 11月 | □生徒会による見直し内容の検討、見直し計画の作成 |
| 12月 | ■入学説明等で校則を周知 |
| 1月 | □見直し案の施行 □臨時生徒総会での見直しの確定 |
| 2月 | ■PTAや学校運営協議会の委員から意見聴取 □新しいきまりの施行 |
| 3月 | □HPで周知・学校のきまりの更新 |

大枝中学校の学校のきまり改定の経緯

●令和5年度【靴下の色に関する規定の改定】

(白を基調とする)

→フリル付・ルーズソックス等の教育活動に支障が出るもの以外の着用可能とする)

●令和5年度【肌着の色に関する規定の改定】

(白色・ベージュ色のみ着用可)

→赤・蛍光色などの目立つ色、派手な柄が書かれているもの以外の着用が可能とする)

●令和5年度【ベスト・セーターに関する規定の改定】

(学校指定の物のみ着用可。首元はV字のみ。)

→首元のV字限定の廃止。色の自由化。

ただし、ダウンジャケットやフリース素材、線が入っているものは不可)

●令和7年度【ベスト・セーター・ポロシャツに関する規定の改定】

(色の自由化+線が入っているものも着用可とする。)

(ポロシャツの選択制化 →白/ホワイト・紺/ネイビーの表記であれば着用可。)

ただし、始業式、終業式、学校集会時は、白/ホワイトポロシャツを着用すること。)